

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1

氏 名 株式会社 井木組

代表取締役 井木敏晴

電話番号 0858-55-0811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 井木組
事業場の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業(総合工事業)
② 事業の規模	令和4年度 元請完成工事高 60億7900万円
③ 従業員数	142人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	作業所(分別)→処理委託→再生処理(主にコンクリート・アスファルト) ↘ 再生不能→最終処分(埋立て)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 **別紙②③の通り**

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 **別紙③の通り**

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 **別紙②③の通り**

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 **別紙②③の通り**

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		別紙②③の通り	
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙②③の通り	
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

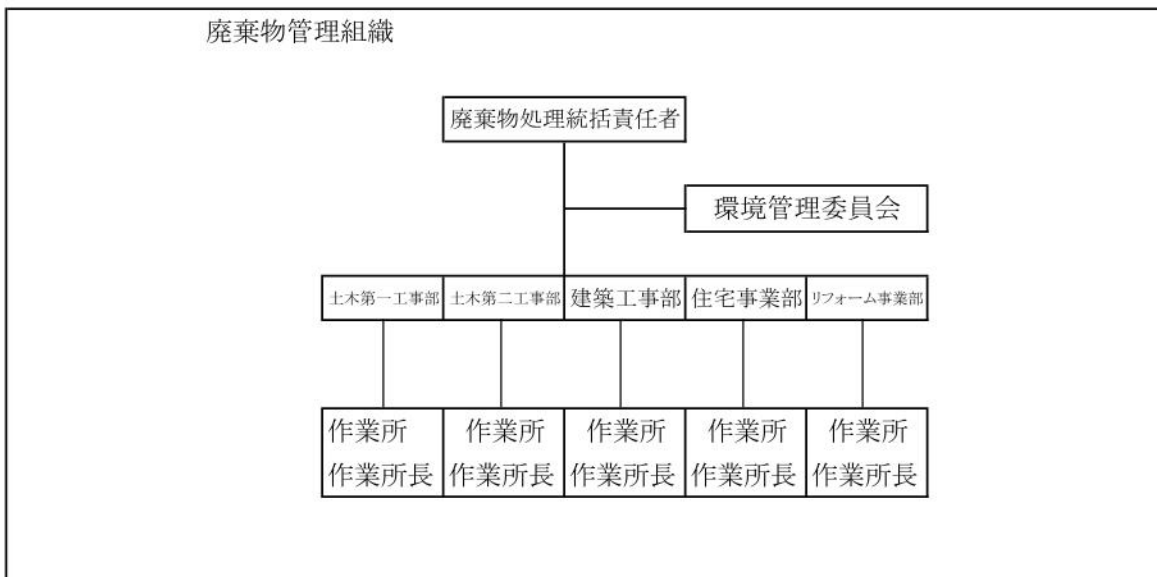
② 計画	【目標】 別紙②③の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 責任者及び管理組織図

廃棄物処理統括責任者	所属	株式会社 井木組	専務取締役	前田秀樹
廃棄物管理担当	組織名	環境管理部会 組織人数:8人		
役	環境管理委員会	*廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 専務取締役(前田秀樹) ・委員 建築工事部(川口俊光、田中浩一)、住宅・リフォーム事業部(石田賢二)、土木第一・第二工事部(青木勇人、山根 一) ・事務局 工務管理部(田中保史、足立竜三)		
	廃棄物処理統括責任者	*廃棄物処理方針の策定 *本社の廃棄物管理規定の策定・改廃 *廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認		
	廃棄物管理担当部長	*廃棄物処理計画の作成 *廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 *処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 *委託契約の締結 *産業廃棄物管理表の交付・管理 *管理者等の配置 *監督官庁への各種報告 *社員、関連企業に対する教育・啓発 *各作業所に対する情報提供、支援及び指導 *その他関係する事項		
割				



2. 管理体制の強化

①本社管理体制

- ・各工事部及び事業部と協力し、廃棄物処理に対応するための組織を設置する。
- ・工事部長及び事業部長は、各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導する。

②作業所管理体制

- ・作業所長は、作業所における廃棄物の日常管理の徹底を図る。

③管理方法

- ・マニフェストに基づき廃棄物を適正に管理する。

3. 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項について
工事部長、事業部長及び作業所長に対し定期的に教育・研修等を行う。

・環境管理部長会研修

工事部長及び事業部長を対象として、廃棄物に関する法改正等が行われる毎に実施する研修。

・作業所長研修

各作業所長を対象として、廃棄物の取扱いの実務に関する研修。

4. 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況
について情報の公開に努める。

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む。)

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。また、下請け等の関連会社における廃棄物の処理状況を確認するなど元請け業者として責任を果たす。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制	・設計及び施工計画階段において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
再生利用	・作業所内で資材を繰り返し使用する。 ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。
中間処理	・中間処理を推進する。
その他	・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 産業廃棄物処理の現状

- ①当社が管轄する作業所から排出された産業廃棄物排出量は、
6,072.04 t/年であった。

(3) 目標の設定

現在全面的に処理業者に委託しているため、今後、廃棄物の発生抑制を推進し、処理コストの削減が必要となっている。
施工計画の策定に当たっては、廃棄物の発生抑制の観点にたつて使用する材料及び工法を採用する。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

なし

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

本社において、定期的に廃棄物関係法令や処理技術について情報を収集・取りまとめを行い、各作業所に情報提供を行う。

(6) 中長期的課題

- ①環境に配慮した施工方法を推進する。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

〈具体的取組〉

- ・材料端材の発生を抑制する。
- ・材料梱包を簡素化する。
- ・型枠ゴミが出ない工夫をする。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

〈具体的取組〉

- ・再生利用促進のため作業所での分別を推進する。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

〈具体的取組〉

- ・コンクリートがら・アスファルトがらは、骨材として再生利用する。
- ・金属くずは、再生利用の為分別をする。
- ・木くずは、チップにして再生利用する。
- ・作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を含む)に関する事項

〈具体的取組〉

- ・再生利用量アップの為の中間処理を推進する。
- ・作業所での木くず等の焼却処理は、行わない。

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

〈具体的取組〉

- ・排出抑制、再生利用を推進する。

別紙③

1.産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(現状)

- ・材料端材をプレカットして発生を抑制した。
- ・材料梱包を簡素化した。
- ・型枠ゴミが出ない工夫をした。

(計画)

- ・材料端材の発生を抑制する。(プレカット工法)
 - ・材料梱包を簡素化する。
 - ・型枠ゴミが出ない工夫をする。
-

2.産業廃棄物の分別に関する事項

(現状)

- ・再生利用促進の為作業所での分別を推進した。

(計画)

- ・再生利用促進の為作業所に分別箱を設置する。
-

3.自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(現状)

- ・なし

(計画)

- ・なし
-

4.自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(現状)

- ・なし

(計画)

- ・なし
-

5.自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(現状)

- ・なし

(計画)

- ・なし
-

6.産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(現状)

- ・可能な限り、再生利用業者へ委託した。

(計画)

- ・可能な限り、再生利用業者へ委託する。
-